

今後の国立大学法人等施設の整備充実について（論点メモ）

1. 国立大学法人等施設を取り巻く状況と課題について

(1) 法人化以降の施設整備

- 国は国立大学法人全体の施設整備方針を策定し、所要の財源の確保に努力するとともに、各大学等の自助努力を促すための制度改正（長期借入金等の対象範囲の拡大、地方公共団体の寄附等の取扱の緩和等）や情報提供を実施。
- 国立大学法人等は、自らの経営判断により、例えば、国の行う基本的な整備に加えて施設やキャンパスの個性化を図るなど、自主・自律的に多様な財源を活用した施設整備を実施。
- 国立大学法人等のトップマネジメントの一環として、長期的なキャンパス計画の下、経営的視点に立った施設マネジメント等を実施。
- 法人化により、各種法令への対応やマネジメントの実施等様々な業務が付加。

今後の課題

- ・国立大学法人等は平成22年度から第2期中期目標期間を迎えることとなる。各大学等は、経営的な視点から多様な財源を活用したキャンパス整備や長期借入金等の対象範囲拡大等施設整備に関する裁量の拡大等法人化のメリットを活かした施設整備を行うことが必要。
- ・業務の円滑化や効率化のための方策について検討することが必要。

(2) 第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画（平成18～22年度）の進捗状況

①施設整備の進捗状況

- 老朽再生、狭隘解消、附属病院再生の整備状況
 - 全体の整備目標540万㎡に対し、平成21年度末（5年計画の4年目）までに355万㎡（66%）を整備予定。整備目標毎の内訳は、老朽再生整備400万㎡に対し280万㎡（70%）、狭隘解消整備80万㎡に対し31万㎡（38%）、大学附属病院の再生60万㎡に対し45万㎡（74%）を整備予定。
- 耐震化対策の進捗状況
 - 平成18年5月現在65%であった耐震化率は、平成21年度末の状況を推計すると84%まで進捗する予定。
- 施設整備により教育研究にもたらした効果
 - 施設整備を行ったことにより、直接的な効果として教育研究スペースの増加や利用者数の増加、間接的な効果として外部資金による研究や共同研究の実施件数の増加など教育研究に一定の効果。

今後の課題

- ・国立大学法人等施設整備費の当初予算（財政融資資金を除く）は減少し、近年は補正予算によるところが大きい。安定的な財源の確保が困難であり、必ずしも計画的な整備が図れていないとの指摘もあることから、計画的に良好なキャンパスの整備を行うための方策について検討することが必要。
- ・平成21年度末の状況を推計すると、老朽化した施設は約670万㎡残っており、新たに経年により老朽化する施設の需要も含め、施設の高機能化が必要。特に、大規模地震により倒壊等の危険性が高い施設（Is値0.3未満）の耐震化については目途が立ってきたが、老朽化により機能劣化した施設の整備が課題であると指摘。

- ・新たな教育研究ニーズへの対応や外部資金によるプロジェクトの増加、定員外の教員、ポストドクター等の増加に対応するスペースの確保が必要。
- ・耐震化対策については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく告示において平成 27 年までに少なくとも 9 割の耐震化が目標とされており対応が必要。
- ・耐用年数を超過し老朽化した基幹設備（受水層設備、排水処理設備、ボイラ等）についても計画的な整備が必要。
- ・5 か年計画の目標の達成に向けて一層の施設整備を促進することが必要。

②施設マネジメントの取組状況

○既存施設の有効活用

各大学等において、施設の点検・評価や弾力的に使用可能なスペースの確保、使用面積の再配分など既存施設の有効活用に関する取組を実施。

○施設の維持管理

建築設備を含めた施設の中長期的な修繕計画の策定とその実施は、必ずしも十分に進んでいない状況。実施にあたっては、同種業務の一括発注や競争性の確保等によりコスト縮減に努力。

○省エネルギー対策

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」や「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正により対策が強化。平成 20 年度におけるエネルギー使用消費原単位の状況は、前年度比 1 % 以上改善された大学等のキャンパスが 43%、悪化したキャンパスが 44%。また、国立大学法人の約半分が地球温暖化対策に関する計画を策定。

今後の課題

- ・各大学等において、施設マネジメントに関する取組は推進されているが、施設の質の維持・向上のため、既存施設の有効活用や計画的な維持管理の着実な実施等、更なる取り組みの促進が必要。
- ・各大学等において、地球温暖化対策に貢献するため、更なる省エネルギー対策等の環境へ配慮した取組の促進が必要。

③新たな整備手法による整備

寄附や地方公共団体との連携による整備など新たな整備手法による整備を、平成 18 年度は約 10 万 m²、平成 19 年度は約 17 万 m²実施。

今後の課題

- ・各大学等において、新たな整備手法による整備が推進されているが、更に多様な財源を活用した整備の促進のための環境整備が必要。

④コスト縮減・適正な執行の取組状況

コスト縮減に関する取組は、平成 9 年度から実施しており、これまでのプログラム等では目標をほぼ達成。平成 20 年度からは、「文部科学省公共事業コスト構造改善プログラム」により、コスト縮減を重視した取組から、コストと品質の両面を重視する取組へ転換し、5 年間で平成 19 年度と比較して 15% の総合コスト改善率の達成が目標。

また、国立大学法人等は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に基づき各大学等が責任を持って適正な入札・契約等を実施。

今後の課題

- ・文部科学省公共事業コスト構造改善プログラムの総合コスト改善に関する目標の達成に向けた取組の推進が必要。

- ・入札・契約の適正化については、引き続き、法令等に基づき各大学等において責任を持って推進することが必要。

(3) 昨今の国立大学法人等を取り巻く状況

世界の様々な状況が大きく変わる中、国立大学法人等を取り巻く状況も変化し、新たな課題が生じているとともに、社会的に大きな役割が求められている。

さらに、国内外の状況が急速に変化し、社会構造全体が大きな変革期を迎えている中で、大学教育全体の在り方について見直すべき状況にあることから、中央教育審議会において、人口減少期における我が国の大学の全体像など「中長期的な大学教育の在り方」について検討が行われている。

今後の課題

- ・国立大学法人等に求められる政策的な課題や社会的な要請を考慮した今後の施設整備の在り方を検討することが必要。
- ・今後の中央教育審議会における議論を踏まえつつ、施設整備の在り方について検討が必要。

2. 今後の国立大学法人等施設整備の在り方について

(1) 今後の国立大学法人等施設の目指すべき姿

法人化前の「知の拠点—国立大学施設の充実について」（平成15年7月報告書）において整理した「今後の国立大学施設の在るべき姿」について、改めて整理。

(主な論点)

- ・現代の教育研究ニーズや高度な学術研究に対応するための施設の在り方についてどのように考えるか。
- ・新たな政策的課題や社会的要請への対応が求められる中、施設の在り方をどのように考えるか。
- ・各大学等の機能別分化等の個性化・多様化の流れを踏まえつつ、施設の在り方をどのように考えるか。

検討の方向性

- ・国内外の状況が急速に変化し、社会構造全体が大きな変革期を迎えている中、国立大学法人等に対する期待と要請は極めて大きくかつ多様となっている。このような状況の中、個性化・多様化する各大学等の教育研究活動を支えるため不可欠な基盤である施設の充実が重要であり、きらりと光る夢のあるキャンパスを目指し、国立大学法人等施設に必要な機能等を整理することが必要。

国立大学法人等施設の目指すべき姿の例

教育機能：「知」の創造等に貢献できる人材の育成

- ・現代の教育研究ニーズへの対応
(情報化等施設機能の向上、講義室の共用化、適正規模の講義室、柔軟性のある講義室等)
- ・豊かな教育環境の確保
(快適な学習空間、図書館等の充実、コミュニケーションスペースの確保、豊かな課外活動や自習を可能とする施設整備等)

研究機能：卓越した研究拠点形成、優れた研究者等の育成

- ・卓越した研究拠点形成、イノベーション創出への対応
(卓越した研究拠点整備、国際的な水準の高機能な教育研究施設、大学院施設の充実、若手研究者のスペースや研究者交流スペースの確保等)
- ・プロジェクト研究等への対応
(弾力的に利用可能なスペースの確保や運用体制の確立、学内研究施設の共同利用、実験施設における安全性確保等)
- ・共同利用・共同研究の推進への対応
(共同利用・共同研究拠点の機能充実等)

産学官連携：産業界等との連携による社会貢献と教育研究の活性化

- ・地方公共団体、企業等との連携・協力と多様なスペース確保の取組
(産学連携施設の整備、寄附による整備や合築整備、大学外でのスペース確保、地方公共団体や企業との連携等による整備等)
- ・産学連携の特性への配慮
(情報管理等セキュリティ機能の向上、レンタルラボ等柔軟なスペースの確保、来訪者への配慮等)

地域貢献：地域における知識・文化の拠点、地域の中核的施設

- ・地域・社会との共生
(周辺環境との調和、生涯学習機能の充実、地方公共団体やNPO等の地域振興策との連携、地域医療の最後の砦として高機能な病院整備、サテライトキャンパスの設置等)
- ・安全性への配慮
(防災拠点、バリアフリー対策、防犯対策、事故防止等公的施設としての社会的責任を踏まえた整備等)

国際化：国際的な教育研究拠点形成、国際的に通用する人材の育成

- ・キャンパスの国際化、国際的な大学連携
(海外の大学と比肩できる魅力あるキャンパス環境、情報システム等の整備等)
- ・留学生、外国人教員、研究者への対応
(教育研究スペースの確保、宿舎等生活支援施設の確保、大学間での宿舎共有、国際交流スペースの確保、外国語の標識等の設置等)

環境問題への貢献：地球温暖化対策、低炭素社会の実現

- ・地球温暖化対策等のモデルとなるキャンパスづくり
(環境を考慮した施設整備、老朽化した施設・基幹設備の更新等省エネルギー対策、緑の空間の確保等)

キャンパス環境：個性豊かな大学づくり、国際競争力のある教育研究の展開

- ・キャンパス環境の調和、個性化
(学問の府にふさわしい調和のとれた空間、伝統的・歴史的建物の保存活用、屋外環境、キャンパス美化等)
- ・学生等利用者の視点の重視
(耐震化等安全・安心の確保、情報基盤の整備、福利厚生施設等による教育研究の支援、ユニバーサルデザインの導入、夜間利用への配慮、保育室の確保等による男女共同参画への取組等)
- ・長期的視点に立ったキャンパス計画
(長期的な視点に立ったキャンパス全体の計画の策定、キャンパス全体を良好な状態に保つ維持管理・運営計画、一貫したコンセプトの保持、全学的な取組等)

・これらの機能等を踏まえつつ、各大学等の個性や特色を踏まえた魅力あるキャンパスづくりを進めていくことが必要。

- ・なお、現在、中央教育審議会において、大学の機能別分化の促進や大学間のネットワークの構築についての議論が進められていることを踏まえ、各大学等が自らの選択に基づく緩やかな機能別分化や大学間のネットワークの構築に対応した施設整備の在り方について検討することが必要。

【背景】

(国立大学の使命)

- ①世界最高水準の研究・教育の実施、②大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施、③需要は必ずしも多くないが重要な学問分野の継承・発展、④全国的な高等教育の機会均等の確保、⑤地域の活性化への貢献、⑥計画的な人材養成等への対応

(国立大学等施設の役割)

- ・国立大学等施設は、科学技術創造立国を目指す我が国にとって必要不可欠の基盤。また、世界最高水準の研究・教育の実施等国立大学等がその使命を果たしていくために必要な基盤。

(国立大学等を取り巻く政策的課題・社会的要請)

○主な政策的課題

- ・高等教育のグローバル化、情報化への対応
- ・深刻な医師不足や周産期医療等地域医療への対応
- ・新たな社会的価値や経済的価値を生み出すイノベーションの創出
- ・世界をリードし将来の技術革新を生む基礎科学力の強化 など

○主な社会的要請

- ・地球温暖化問題をはじめ、様々な環境問題への対応
- ・各地域における知の拠点としての社会貢献・地域貢献
- ・教育・研究分野における男女共同参画の推進 など

【参 考】 現在、中央教育審議会において、国内外の状況が急速に変化し、社会構造全体が大きな変革期を迎えている中で、大学教育全体の在り方について見直すべき状況にあることから「中長期的な大学教育の在り方」について議論。

【参 考】 「知の拠点—国立大学施設の充実について」（平成15年7月報告書）【抜粋】

第1章 今後の国立大学施設の在るべき姿

1. 教育機能の充実

- ①教育内容・方法の進展への対応、②学生等の視点の重視

2. 研究機能の充実

- ①大学院の充実、卓越した研究拠点の形成への対応、②プロジェクト研究や研究の学際化に対応する施設、③研究交流のためのスペース

3. 産学連携の推進

- ①施設整備における企業との連携、②地方自治体、産業界との協力と多様なスペース確保の取組

4. キャンパス環境の充実

- ①キャンパス環境の調和、個性化、②長期的な視点に立ったキャンパス計画

5. 地域・社会との共生

- ①地域環境、地域住民との共生、②社会との共生、③セキュリティへの配慮

6. 国際化の推進

- ①キャンパスの国際化、②外国人教員、研究者への対応

(2) 施設整備における国と国立大学法人等の役割

○国と国立大学法人等の役割分担

法人化前の「知の拠点—国立大学施設の充実について」（平成15年7月報告書）において整理した国と国立大学法人等の役割を改めて整理。

(主な論点)

- ・今後の国立大学法人等の目指すべき姿を実現するため、国と国立大学法人等の役割についてどう考えるか。
- ・法人化後5年を経た今、国と国立大学法人等とで新たに付加すべき役割、一層推進すべき役割はあるか。

検討の方向性

- ・国と国立大学法人等との適切な役割分担のもと施設整備を推進することが必要であり、法人化前の「知の拠点—国立大学施設の充実について」（平成15年7月報告書）で整理した役割分担は、現在も基本的には変わらないと考えられる。
- ・法人化以降の状況の変化等を踏まえ、新たに付加又は一層促進すべき役割を含めて整理することが必要であり、それぞれの役割として次の案が考えられる。

(国の役割)

- ・国立大学法人等全体の施設整備の方針を策定
- ・国が措置する施設費は、国立大学法人等施設の整備のための基本的財源であり、所要の財源の確保
- ・施設整備の方針において、国による支援の在り方や範囲を明確化
- ・各大学等における施設マネジメントの取組を円滑に進めるために必要な支援
- ・寄附や地方公共団体・企業との連携による整備等多様な財源の活用を円滑に進めるために必要な環境整備
- ・国立大学財務・経営センターが行う施設費貸付事業、施設費交付事業は、引き続き国の施設費と連携を図りつつ実施
- ・施設費の措置にあたっては、適切な評価に基づく事業採択を実施
- ・施設整備の必要性についての国民への理解増進活動

(国立大学法人等の役割)

- ・長期的な視点に立ったキャンパス全体の整備計画の策定や当該計画に基づいた計画的な施設整備
- ・経営的な視点に立った施設マネジメントの一層の推進
- ・施設の適切な管理運営を行うことにより、施設を長期間にわたり使用し、キャンパス全体を良好な環境に維持
- ・寄附や地方公共団体・企業と連携する等多様な財源を活用した整備の推進
- ・長期借入金等の対象範囲拡大等の法人化のメリットを活かした施設整備の活用
- ・施設整備による教育研究への効果・成果について国民への理解増進活動

【参 考】 中央教育審議会において「中長期的な大学教育の在り方」の議論の中で、大学間のネットワークの構築についての議論が進められている。

【参考】 「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月閣議決定）【抜粋】

○財源措置の考え方

ア 独立行政法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではない。

○予算措置の手法

イ 独立行政法人に対する国の予算措置については、中期計画に定めるところに従い、運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算編成の中で確実に措置する。

○施設費等

ア 独立行政法人の施設費等に係る経費であって、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置する。

【参考】 「新しい『国立大学法人』像について」（平成14年3月）【抜粋】

国立大学の施設整備は、国家的な資産を形成するものであり、毎年度国から措置される施設費をもって基本的な財源とするが、財源の多様化や安定的な施設整備、自主性・自律性の向上等の観点から、長期借入金や土地の処分収入その他の自己収入をもって整備することを可能とする。

【参 考】 「知の拠点—国立大学施設の充実について」（平成15年7月報告書）【抜粋】

第2章 施設の整備、管理運営に関する基本方針

1. 国と国立大学法人の役割

(国の役割)

- ・国立大学全体の施設整備方針の作成
- ・施設費の措置（国立大学施設の基本的財源）
- ・施設整備・管理運営の円滑化のための方策
- ・国の施設費と国立大学財務・経営センター事業（施設費貸付事業、施設費交付事業）の連携
- ・国民への説明責任（適切な評価に基づく事業採択等）

(国立大学法人の役割)

- ・ 経営的視点からの施設マネジメントの推進
- ・ 自己収入等による施設整備
- ・ 長期間にわたる施設の管理運営責任
- ・ 国民への説明責任（どのような教育研究活動が当該施設で行われているか等）

○施設整備の必要性・緊急性に対する国民の理解増進

国立大学法人等施設を目指すべき姿に近づけるためには相応の投資が不可欠であり、国の財政状況が厳しい中、国立大学法人等の施設整備へ投資する必要性・緊急性について、いかに国民の理解を求めるか整理。

（主な論点）

- ・ 国民への理解増進をどのように図るか。
- ・ 国立大学等施設整備の必要性・緊急性や成果をどのようにアピールしていくか。

検討の方向性

- ・ 国立大学法人等施設の現状についての説明と必要性・緊急性をアピールするための明確な方針の検討が必要。
- ・ 国立大学法人等の施設を整備することによる教育研究への効果や成果を示すことが必要。
- ・ 我が国の高等教育への投資水準は他の教育先進国と比較して低い状況。教育研究に関する国際競争力の強化のためにも、その基盤となる施設整備への投資の充実が必要。
- ・ 国立大学法人等施設の一般公開や情報公開の促進など現状に関する理解増進のため、国及び国立大学法人等の更なる努力の検討が必要。

3. 今後の国立大学法人等施設整備における中長期的な対応方針について

上記1. 及び2. を踏まえつつ、以下の観点から今後の中長期的な対応方針を検討。

(1) 計画的な施設整備の推進

①国による施設整備の方針

国立大学法人等施設の現状と課題、目指すべき姿、国と国立大学法人等の役割分担や各種政策的課題等を踏まえ、計画的な施設整備を行うための方針を整理。

(主な論点)

i) 施設整備関連

- ・現状では、必ずしも安定的な財源が確保できていないが、計画的な整備を行うため、国立大学等施設の現状と課題等を踏まえ、国による支援の在り方や支援の範囲についてどのように考えるか。
- ・耐震性能を示す指標（Is 値）に加えて、新たな指標を検討する必要があるのではないか。

ii) システム改革関連

- ・国立大学法人等における施設マネジメントを促進するための方針を検討すべきではないか。
- ・国立大学法人等における新たな整備手法による整備を促進するための方針を検討すべきではないか。
- ・国立大学法人等における業務の円滑化や効率化のための方針を検討すべきではないか。

検討の方向性

i) 施設整備関連

- ・国立大学法人等における計画的な整備を進めるため、例えば、各大学等の構想に基づく施設整備や各種政策課題に対応した施設整備等、国の支援の在り方について検討し、実効性のある仕組とすることが必要。
- ・国の施設費を基本的な財源としつつ、例えば、一定の収入が見込まれる施設については長期借入金等を活用する等、国の支援の範囲を明確化することが必要。
- ・効果的・効率的な整備を行うため、耐震性能を示す指標に加え、例えば、施設の老朽度等を示す新たな指標について検討することが必要。
- ・国の支援の在り方等を踏まえつつ、国としての整備目標を含めた、5年程度の中期的な施設整備の計画を策定し、重点的な整備を図ることが必要。

ii) システム改革関連

- ・施設マネジメントに関する取組を促進する観点から、先進的な取組事例やベンチマーク等の提示、取組を適切に評価する手法の開発を行うことが必要。
- ・新たな整備手法を促進するため、税制上の措置の検討や先進的な整備事例の提示、各種制度の情報収集・発信等を行うことが必要。
- ・国立大学法人等における業務の円滑化や効率化に資する研修会の開催や情報提供等の取組を行うことが必要。

②国立大学法人等における施設整備に関する取組

国立大学法人等における計画的な施設整備を推進するための取組を整理。

(主な論点)

i) 施設整備関連

・計画的な整備を図るため、各大学等における長期的な視点に立ったキャンパス全体の整備計画の在り方についてどのように考えるか。

ii) システム改革関連

・各大学等において施設マネジメントを推進するための方策をどのように考えるか。

・各大学等において新たな整備手法を推進するための方策をどのように考えるか。

・各大学等において業務の円滑化や効率化を図るための大学間の連携についてどのように考えるか。

検討の方向性

i) 施設整備関連

・計画的な整備を図るため、例えば、各大学等の教育研究の目標や経営戦略、国の施設整備の方針等を踏まえつつ各大学等において長期的視点に立ったキャンパス全体の整備計画を策定する、整備計画において具体的な施設整備や維持管理に関する行程を示すなど、実効性のある仕組を検討することが必要。

・コストと品質の両面を重視したコスト改善の取組の推進が必要。

ii) システム改革関連

・国が提示する先進的な整備事例やベンチマーク等を参考に、積極的に大学間での連携を図りつつ、各大学等の状況に応じた目標を設定し、戦略的な施設マネジメントを一層推進することが必要。

・国が提示する先進的な整備事例等を参考にしつつ、法人化のメリットを活かし、多様な財源を活用した整備の推進を図ることが必要。

・大学間での情報共有や研修の実施等、各大学等において業務の円滑化や効率化の取組を行うことが必要。

(2) 重点的な施設整備の推進

国による施設整備の方針や国立大学法人等における施設整備に関する取組を踏まえ、「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」後の施設整備の計画（「ポスト5か年計画」という。）について整理。

(主な論点)

・ポスト5か年計画のあるべき姿についてどのように考えるか。

・ポスト5か年計画における、整備すべき目標（重点的に整備を行う範囲や数値目標等）についてどう考えるか。